

熊本城復旧基本計画検証委員会運営要綱

制定 令和4年3月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、熊本城復旧基本計画検証委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、条例別表に掲げる設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項の審議を行なうものとする。

- (1) 熊本城復旧基本計画の検証及び変更に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の7人以内で構成する。

- (1) 熊本城復旧基本計画策定委員会 委員長
- (2) 熊本市文化財保護委員会 委員長
- (3) 特別史跡熊本城跡保存活用委員会 委員長
- (4) 熊本城文化財修復検討委員会 石垣ワーキング長
- (5) 熊本県文化協会 副会長
- (6) 熊本商工会議所 専務理事
- (7) 公募委員

3 公募委員については、別途定める公募要綱により選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当年度末日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長がこれを指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聞き、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

3 会議は、公開とする。

4 委員会は、前項の規定にかかわらず、会議を公開することが適当でないとするときは、これを公開しないことができる。

5 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、熊本城総合事務所において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の事務処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。